

Title	寛永鎖国と宣教師の入国問題：イエズス会巡察師A・ルビノー行の日本入国事件を中心に
Sub Title	Policy of "sakoku" and Christian missionaries' entry to Japan during Kan'ei period : a case of A. Rubino, S. J.'s mission
Author	清水, 有子(Shimizu, Yuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.2 (2000. 3) ,p.67(235)- 93(261)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寛永鎖国と宣教師の入国問題

（イエズス会巡察師 A・ルビノ一行の日本入国事件を中心にして）

清水有子

はしがき

小稿では、寛永末年敢行されたイエズス会巡察師アン・トニオ・ルビノ Antonio Rubino とその一行の日本潜入問題に視点をあて、寛永鎖国確立期におけるキリスト教の動向と江戸幕府の対応について、その一端を解明することを目的としている。

イタリア人アントニオ・ルビノは、一八歳のときイエズス会に入会し、一六〇二年にインドに渡航、インド各地で布教したのち一六三九年一〇月、六一歳のとき日本⁽¹⁾管区と中国準管区の巡察師に任命された人物である。ルビノが巡察師となつた同年、日本は宣教師の日本密入国支援を第一の理由としてポルトガル船の渡航禁止令（以降、寛永一六年令）をマカオに通告し、鎖国体制を完成

しつつあつた。

江戸幕府による一六一四（慶長一八）年の禁教令、宣教師国外追放以降も、各修道会の宣教師は日本への密入国を繰り返した。寛永年間以降、幕府は国内キリスト教の迫害強化、宣教師密入国阻止を狙いとした対外政策を打ち出し、宣教師の密入国数は激減した。⁽²⁾ 寛永一六年令によつて宣教師の日本密入国は現実問題としてほぼ不可能になつたにもかかわらず、巡察師ルビノは日本布教を志す同志十名を二手に分け、一六四二（寛永一九）年と翌四三年に日本に潜入した。いずれも上陸後直ちに捕縛されたが、その後の運命は大きく異なり、ルビノを長とする前者はほぼ全員が殉教死、後者はほぼ全員が拷問により棄教する結果となつた。

この事件については著名な教会史家である L・パジエ

スが取り上げており、ルビノが一六三三年に棄教した「フェレイラ神父を立ち帰らしたいという希望」から日本行きを決意したと伝えてい⁽³⁾る。パジエスは、一次史料であるイエズス会所蔵のルビノ書簡等を読んでそのように解釈していると思われるが、このようなパジエスによる解釈自体は後述するように二次的なものである。

残存するルビノの書簡の一部は、高瀬弘一郎氏によつて翻訳がなされているもの⁽⁴⁾、その他については未だ着手されておらず、日本における同事件についての研究は専ら、一パジエスの論述、二オランダ人の記録⁽⁵⁾、三若干の日本史料によつてなされてきた。一は上述の問題点があり、二は第三者から伝え聞いた情報をもとに記述されており、情報の質、正確さに注意を要する。三はルビノ一行が日本に上陸した後の経過、すなわち捕縛から殉教死までの経過を補う上では欠かせないものであるが、迫害する幕府関係者の手によるものであるため、当然のことながら宣教師自身の決意や意図をそこから読み取ることは不可能であると考えられる。

小稿では、第一に一次史料であるルビノ自身の書いた書簡に立ち戻り、主にルビノが鎖国体制の完成期である日本に敢えて入国しようとした決意は如何なるものだったのか、という点について再分析し、宣教師の日本密入国問題に対する従来の評価を再検証する。第二に日本の鎖国体制完成期におけるルビノ潜入事件の歴史的意義について検討する。

以上のような史料上の問題によつて、従来のルビノ一行の日本密入国事件に関する研究はなお未解明の点を残している。⁽⁷⁾第一に大方の研究者が依拠することになる、

教会史家のパジエスによる事件の記述は、終始殉教死を遂げたルビノの宗教的な偉大さを贅美する内容となつており、なぜ彼が、鎖国体制が完成期に入つた段階で、死を覚悟し莫大な費用をかけてまで日本に渡航したのか、という我々の素朴な疑問に完全に答えてくれるものではない。パジエスから読み取れるものは、宣教師として最高の榮誉である殉教死に向かつて、ただ熱狂的に突き進む偉大な宗教家の姿のみである。パジエスの言うように、ルビノはこのような宗教的情熱のみによつて日本密入国を決意したのだろうか。この点を解釈することは、禁教令以降、日本に次々と密入国した各修道会の宣教師の動向を理解する一助にもなろう。

一 巡察師ルビノの日本布教方針

上述のことは、すべて国王の嚴命である。本日、一
六三九年八月四日⁽⁸⁾。

一六三九年八月、日本からマカオに寛永一六年令が通達されると、巡察師に就任したばかりのルビノは、一六三九年一月二日付マカオ発の書簡で、日本の諸事情についてイエズス会総長に報告した。その中で寛永一六年令について以下のように伝えている（原文はポルトガル語、翻訳は高瀬弘一郎氏による）。

国王が日本全土においてキリストの法を厳しく禁じたのをよく知りながら、それでも今日まで同じ法の説教者たちを当国に秘かに送つて来た。

国王は、同志結託して悪事を企てるキリスト教徒たちに対しては、死罪をもつて罰する。

日本に潜伏しているパードレたちとキリスト教徒たちに対し、彼らの王国から支援が送られ、与えられた。

上の三条の内容が真実なので、国王は、今後はもうこの航海と貿易を行なわないように禁じ、そして命ずる。もしもこの命令と禁令にもかかわらず日本に船を送つてきたなら、その船を破壊するのみでなく、それに乗つてきたすべての人々を死罪に処する。

原文の日本史料と比較すると、寛永一六年令がかなり正確に翻訳され、マカオに伝えられていることがわかる。同令に対するマカオ市の反応は、ルビノ書簡によれば、以下のようなものであった。

全面的に対日貿易に依存している当市全体の悲しみについて、私は貌下にいくら強調してもしすぎることはない。イエズス会士たちのせいで、これほど主要な貿易が断絶してしまつたのだ、彼ら（イエズス会士）がパードレたちとその維持費とを日本に送つたからである、と言つてわれわれを非難した者が大勢いた。しかし私は、彼らに対し、われわれには全く罪はない、と言つて弁明した。今や彼ら（マカオ市民）は、「スペイン＝ポルトガル」国王陛下に人を送つて、次のように要請させている。修道士が一人も日本に渡らないように禁じてもらいたい。もしも、そのために教皇の小勅書を得る必要があるなら、諸事情が変わらない限り、それを獲得してもらいたい、と。彼ら（マカオ市民）は、貿易再開のために、四月に使節を日本に送ることに決めている。

この貿易なしでは、当市は滅亡してしまい、維持することが出来ない。それに成功するか否か疑問ではあるが、彼ら（マカオ市民）は出来るだけの尽力をするつもりでいる。貌下は、当市がいかに悲惨な状態にあるか、とても信じられないであろう。というのは、すべての人々が自分の銀を日本向けの反物と生糸に投資してしまったにもかかわらず、これらの財貨を売ることが出来なかつたので、当地には一レアルもないからである。なぜなら、これらの財貨を引き取る者は一人もおらず、したがつて、何も持つていないので同じだからである。⁽¹⁰⁾

右から、寛永一六年令にたいするマカオ市民の衝撃及びマカオにおけるイエズス会の立場が困難になつたことが読み取られる。

一六二〇（元和六）年に発覚した平山常陳事件以降、幕府は宣教師の密入国を警戒して様々な対策を打ち出した。それに伴い日本貿易に全面的に依存していたマカオは、早くも一六二三年には宣教師の日本渡航を警戒し、自主的に阻止する動向を見せている。⁽¹¹⁾

これによりマカオからの宣教師日本渡航は困難となり、寛永年間の宣教師の渡航基地は、マニラに一元化される

ことになった。しかしながら宣教師渡航問題によつて日葡貿易への悪影響を懸念するマカオでは、一六三七（寛永一四）年にイエズス会司祭マルチエロ・マストリリ Marcello Mastrilli がマニラ経由で日本に渡航した際、これを批判したことが、当時の巡察師であるマヌエル・ディアス Manoel Diaz の書簡に見える。さらに、マストリリの殉教報告がもたらされた後の、マカオのポルトガル人とイエズス会の関係は、次のようなものであった。⁽¹²⁾

第三に、マルチエロ神父の血によつても、迫害は

決して緩和していない。そういうわけで、当市（マカオ）の統治者たちは、パードレラを日本に渡航させないよう、私（ディアス）に命じた。世俗の人た

ちは、貿易が失われないためには（その命令は）妥当であると言つてゐる。反対にここにパードレやイルマンは、たとえマニラ経由でもそこ（日本）に行きたいと強く望んでゐる。最長老の何人かは、今そこ（日本）では靈魂に成果をなすことができないのに、（日本渡航は）妥当でない、彼らが行つても死ぬだけである、と言つてゐる。しかし我々は、ここ

から一艘のガレオン船が出発する四月まで、検討する時間がある。

昨年長崎奉行たちは、ここ（マカオ）の修道院の上長たちに、日本に行つた部下たちを帰還させることを命じるように、なぜならこれによつて万事平穏になるからである、とポルトガル人に言つた。彼ら（葡人）は、そのことについては決してできない、

なぜなら修道士に対する支配権を持つていなかつたら、と答えた。彼ら（葡人）は、このことを彼ら（修道院の上長たち）に言つた。高位聖職者は、日本に行つた修道士が日本から出国する命令はローマからのみ發せられる、しかしながら場所が離れているために、返事が来るには何年もかかる、と答えた。彼ら（葡人）は、彼（高位聖職者）に、このローマの命令をできるだけ早く来させるよう、再び依頼した。⁽¹³⁾ この書簡によると、マカオの統治者が巡察師ディアスにたいして宣教師を日本に送らないよう命じたとあり、マストリリの日本渡航事件を機に、宣教師の日本派遣にたいするマカオ市の態度を、イエズス会に明示したようである。またその前年である一六三六（寛永一三）年には、長崎奉行からマカオのポルトガル人を介して、マカオにある各修道院の上長に日本在住宣教師の帰還要請があつた。このような状況において、イエズス会内部でも

宣教師の日本渡航をめぐつて意見が二分していたが、同問題の決定権を持つ巡察師ディアス自身は、「パードレたちを日本に送ることは合法的であり、少なくとも義務である」と判断し、翌一六三八年に三人のパードレをマニラ経由で日本に密入国させようとした。

この計画は実現しなかつたようであるが、以上のようにマカオの統治者が再三要求したにもかかわらず、イエズス会はそれを無視してパードレを派遣しようとしたのであり、いよいよ寛永一六年令が布達されるに及んで、ルビノ書簡が伝えているように「イエズス会士たちのせいで、これほど主要な貿易が断絶してしまつたのだ」と非難した者がマカオに大勢いたことが知られる。

またこの寛永一六年令とともに、日本にいる三人のイエズス会員についての情報がルビノのもとにもたらされた。

私だけでなくすべての人々を最も悲しませたのは、

次のような情報であつた。それは、会員である三人のパードレ、すなわち、ジョヴァンニ・バッティス

タ・ペーロ、ペドロ・カスイ〔岐部〕、およびマルティニニョ「シキミ（式見）」は、激しい迫害が行

われているために、自分たちを匿つたり、扶養した

りすることを希望するような者は、もう日本にいないのを知つて、江戸の統治者たちの前に出頭する決意を固め、自分たちはパードレであり、キリストの法を説いてきた、と告白した。直ちに彼らは拷問にかけられた。パードレ・ペドロ・カスイは、すさまじい拷問に堪え、真っ赤に焼けた金属板をからだ中に受けて、キリストの偉大な騎士として死亡した。そればかりでなく、彼らは生きながら油で揚げられ、その忍耐はすべての人々を驚嘆させたという。

他の二人は、信仰告白したことを棄てる、と大声で叫び、しかも、お前たちを養つてきた者は誰か、と尋ねられて、マカオのポルトガル人たちである、と答えた。このため、当市との貿易を断絶する決意がなされたのだという。長崎のポルトガル人たちの耳にこのような噂が入った。三人とも殉教したが、統治者たちがパードレたちの信用を貶すためにこのような噂を広めたのだ、という者もいる。しかし、最初の噂の方が優勢で、現にこの噂が流れている。⁽¹⁵⁾

以上の寛永一六年令と、日本在住イエズス会司祭に関する二点の情報に接して、巡察師ルビノは、パードレの日本渡航に関して以下の方針をイエズス会総長に送った。

これによつて貌下は、今のところ会員のパードレが日本に行くのは適当ではない、と判断されるであろう。第一の理由は、成果が得られないからである。というのは、パードレの言葉に耳を傾け、これを匿つて養うことを希望するようなキリスト教徒はないからである。パードレ・カスイとパードレ・マルティーニョは日本人であるにもかかわらず、彼らを匿つて、その言葉を聞こうとした日本人は一人もないなかつたからである。第二の理由は、人智の及ぶ限りでの話であるが、異常なまでの努力がなされて監視がおかれているのであるから、一步足を踏み入れたら、直ちに捕らえられないはずがないからである。第三に、二人「イタリア人ボーロと日本人シキミ」について言われていることが真実ならば、「二人と同様、拷問によつて信仰面で」後退する危険があるからである。第四に、当市と日本人たちとの間に貿易が再開された場合、それを断絶しないようにするためである。それゆえ、もしもこの貿易を再開する期待が失われたら、そのときは一層自由に「日本に」赴くことが出来、そして入国することによつて同じような成果が得られるかも知れない。という

のは、聖靈による特別の神感によらずに、成果の見込みなく苦難に身を投ずるのは、無謀なことだと思われるからである。この聖靈による神感が働く限り、これを制しうるものは何もないからである。それは、われわれが聖パードレ・マルチエロにまさにその実例を見たとおりであつて、彼は特別な靈感によつて日本に渡り、神はいとも明確なしして、彼に恩恵と名誉とをお与えになつた。⁽¹⁶⁾

ルビノは以上の理由をあげて、当分パードレを日本に渡航させない方針をとつた。これを整理すれば、以下のようにならう。まず、日本布教に成果がない、と判断したことによる。理由の第一から第三までに指摘しているように、たとえ上陸に成功しても、日本には宣教師の潜伏を助けるキリシタンがもはや存在せず、直ちに捕縛される。殉教できるならまだしも、背教する危険性がある。このような方針は、次に示す通り、日本以外の管轄地についても同様に取られている。

我々は仲間が少ないので、成果がそれほど期待されない他の地に行くよりも、多くの成果がなされているトンキンに専念したほうがよいと私には思われる。同じ理由から、チャンパに（同志を）派遣する

こともやめた。なぜなら（チャンパの）人々はたいへん粗野で、聖なる福音を受け入れる気持ちがほとんどないからである。部下がほとどいのに、彼らを成果が確実でたいへん豊かな、トンキンや中国やコチンシナのようなところに専念させることもできるのに、ほとんど成果が期待されない地に専念させるのは、本当に心配である。⁽¹⁷⁾

限られた人員をなるべく布教の成果が見込まれる地に投入するというのが、巡察師としてのルビノの基本的な布教方針であった。パードレの日本渡航を当分見合せとするという措置は、この基本方針に沿つたものであつた。

次に、上述の第四の理由で述べているように、先に述べたマカオにおけるイエズス会の立場を考慮した結果、貿易再開の可能性があるうちは、動きを控えざるを得ない状況にあつた。

ただし、これらの宣教師日本渡航を阻害する要因は、ルビノの言う「聖靈による特別の神感」を制することはできない。彼らは政治家でも商人でもなく、宗教家なのであって、当時のイエズス会をはじめとする各会の宣教師たちが、何よりもこのような神の啓示とでもいうべきものに従つて行動していくことは注目しておいてよいで

あろう。では、ルビノは何をもつて「聖靈による特別の神感」とし、日本渡航に踏み切つたのだろうか。この問題について、一六四〇年のマカオ使節処刑事件を中心に次節で述べたい。

二 マカオ使節の処刑と日本布教の決意

寛永一六年令を通達されたマカオでは、前節のルビノ書簡に示されている通り、ただちに貿易再開を嘆願するための使節の日本派遣を決定した。四名の大使を含む使節一行七四名は、一六四〇（寛永一七）年七月に日本に到着したが、幕府は寛永一六年令の違反を理由に大使ら六一名を斬首刑に処し、一三名を助命、情報伝達のためマカオに送り返した。イエズス会巡察師アントニオ・ルビノは、「これは（日本から帰つて）来た一三名から、短時間で最終的に私が集めることのできたものである。彼ら全員が、彼らのうち誰一人食い違うものなく、（証言が）同じであることを証明した」⁽¹⁸⁾とあるように、生還した一三名と面接して証言を取り、イエズス会総長に長い書簡を送り、使節一行がマカオを出発して日本で処刑され、助命された者たちが帰還するまでの過程を報告した。⁽¹⁹⁾

生存者の一三名がマカオに帰還したのは、一六四〇年九月二〇日のことである。⁽²⁰⁾ルビノはその一二日前の九月一八日付書簡で、個人的な事情から総長に「私に後継者とイタリアに渡航する許可証を一緒に送つて下さるように」という願いを出している。ルビノは巡察師をやめ、イタリアに帰る希望があつたのである。ところが、九月最後の日付の、同事件を総長に報告した書簡の最後には、「今や、ポルトガル人と行つていた貿易を断絶した意図が、明らかに誤つていたと日本人が悟るために、前にも増して宣教師は日本に渡航しなければならない。（中略）もし猊下がそちらのヨーロッパ管区に、神への尊敬と聖なる信仰から彼方の（日本の）島々で生命と血をかけたいと望んでいる者を何人かお持ちであれば、今がその時であり、彼らは喜んで確實にやつて来ることができる」と日本に宣教師を派遣する考えを記し、ヨーロッパからの宣教師派遣まで促している。また、同年一〇月二日付コンファロニエリ神父宛の書簡では、マカオ使節の処刑について説明したあと、「我々はヨーロッパからやつて来る者のために、彼らが勇敢に（日本に）入ることができるように、道をつくるだろう」と、自ら渡航する意志を示している。そして、二年後には自ら部下を引き連れ

て、日本への渡航を果たすのである。以上のように、ルビノは明らかにマカオ使節の処刑事件によつて前節で述べた方針を転換し、宣教師の日本派遣を実行しようとしているのである。

では、この事件の何が彼にそのような考え方をもたらしたのだろうか。九月最後の日付総長宛書簡では、ルビノは以下のように述べている。

(日本渡航について) 危険は大きく事実であるが、義務も大きい。我々は神に許しを請うことができよ

うか？水夫、召使、新改宗者、兵士、世俗の人や奴隸がキリストの愛のために非常に大胆にも命を投げ出すのを見ながら、我々は我々の神学を持ちながらたいへんな危険を伴うどころか、成果の望みもなくすぐに捕らえられ拷問されることが確実であるのに

日本に渡る必要があるのかと声高に口論し、言い争つてゐる。⁽²⁴⁾

ルビノは処刑されたマカオ使節一行の死を「キリストの愛のため」、つまり殉教死とみなしており、世俗の人々の殉教という事態に接して、自らを含む聖職者、宣教師としての義務（布教する使命）を問い合わせているのである。

一方、幕府がマカオ使節を処刑した理由は、林羅山が起草した「誅耶蘇邪徒、諭阿媽港」によると、当該の一節は以下のようになる。

……由是去歲使節至長崎、諭汝國人、向來必無向于本朝、若有再来悉戮其舟中人、以無孓遺云云、而今背其嚴旨、詐乞和平者、重到于此地、官事無監、制令何變、某等謹奉鈞命、不知其他、不敢赦之、即壞其舟、執其徒若干人、梟首長徇于市、其餘者無少長皆誅之。⁽²⁵⁾

要するに、寛永六年令で日本に渡航してはならないと厳命したにもかかわらず、それに使節一行が違反したことを見題として、船を破壊し（実際は船を焼いた）、乗船者を誅罰して、同令の嚴重な実施を表明したということであつた。

しかしながら、ルビノを含む教会関係者はこの処刑理由をキリストの信仰に求めており、この点で両者の事件に対する受け取り方にずれが見られる。マカオ使節一行が、処刑の宣告文を与えられた場面を、ルビノの書簡から引用する（下線部は筆者）。

残酷な王（家光）が使節達に与えた宣告は、日本語からイタリア語に一語一語このように訳された。……日本

……（一行程文書破損のため不明）、長年キリストの法が（王の）命令と厳格な掟に背いているということであつた。この同領主、君主は、先年マカオ市の航海と交易を禁じた。それとともに、もしポルトガル人がこの厳格な法度に背き日本にいかなる船をも送ろうと企てるものなら、前述の船は焼かれ、すべての人間が死刑を申し渡され、斬罪に処されるということを命令していた。王は明白で明確な条項によつて、彼らに以上のことと法度のすべてを厳命した。いま彼らは前述の掟と法度に背き船を送り、王と皇帝の法を汚したのは明白であるので、彼らは明らかに前述の刑罰に値するとみなされる。このほかにも彼らは重大な罪をおかしている。それは彼らが今後はもう日本にキリストの法の宣教師を送らない、と口で言つているにもかかわらず、マカオからの手紙にはこれについて特別に明白な記述が見られない。そこには王が前述の航海と貿易をその（キリストの）法のみを理由として禁じたとあり、彼らが持つてきた手紙はこのことについて特別に扱つていない。これはすべての事が嘘で偽りであるということを示している。前述の掟と国王の法を尊重するため、前述の船で来たすべての者が、ただの一人も救われることなく、処刑されるべきである。

その船を焼き、主要な人物は全員、同伴した全ての者とともに斬首することを私（家光）は命じるが、マカオとポルトガル人の全ての町がこの裁判と処罰の情報を得るために、彼らのうちの何人かの召使と、最も下層の者に命を与える、彼らはあらゆる町に法の執行と前述の宣言について伝えるため、マカオに送られることを望む。そしてもいかなる場合においても、今後彼らが厚かましくも日本にいかなる船でも送つてこようものなら、到着したあらゆる港で、全員が容赦無く斬罪に処される。

カンエイ（寛永）一七年、第六の月三日、一六四〇年六月二一日。

カモノカミ（掃部頭）、サノキノカミ（讚岐守）、イイシノカミ（伊豆守）、ノライノカミ（大炊頭）、カンガノカミ（加賀守）、ブンゴノカミ（豊後守）

テウシモノカミ（対馬守）

（中略）そしてすぐにこの人物（奉行の一人）は、大声で前述の宣告を読むよう命じた。ポルトガル人は日本語とポルトガル語でこの宣告の趣旨を聞いたあと、同宣告が宣言したように、キリストの法が理由で死ぬのだということがわかると、非常に喜んだ。⁽²⁶⁾

文中の宣告文については原文である日本史料と比較できるが、内容は細かい点を除いてほぼ一致する。ただし下線部の、処刑理由を述べている「前述の徒と国王の法を尊重するだめ (perche havendo rispetto al sopradetto precetto, e legge reale)」⁽²⁷⁾部分は、原文では認められない。書簡の一部が破損しているために、この部分で使われている「前述の徒と国王の法」という用語が具体的に何を指すのかは厳密に限定できないが、文意から、国是としてのキリストン禁令と、それによって打ち出された寛永一六年令を指していると思われる。少なくともルビノは、この処刑理由について、直接的な寛永一六年令の違反ということよりも、使節一行がその法度を規定する国是のキリストン禁令に違反したということを重視し、そのように理解しているのである。寛永一六年令がキリストの法を理由としている以上、その寛永一六年令で処刑される使節たちは、殉教者の資格があるという論理である。

このような論理を持つルビノが報告する使節一行の処刑の様子は、殉教を強調する観点から、喜びに満ちて堂々と信仰告白を行い、死んで行く使節たちの姿が目立つ。例えば、次のような記述がある。

そして（長崎奉行の命令を伝える通詞たちは、）ポルトガル人の奴隸の何人かに、付け加えて言つた。もし信仰に背くことを望んだら、命の他に、金もやることを約束する、と。しかし神は、一時の命よりも永遠の命を、一時の富よりも榮光の富を重視することにより、なんびとも現世の欲望や金銀の渴望に打ち負かされないように思召しになつた。ただ、あるカフれ人の奴隸だけが、命は金とともに尊重すべきものだと言つたようである。しかしもうひとりの、彼と同じく奴隸でカフれ人である仲間が彼に言つた。フェルナンド、おまえが人生でおかしてきた多くの盗みや大罪を、こんな幸せな機会に、神の愛のため命も血も与えることをしないで、神が許してくれることを望むのか、と。良きカフれ人はすぐに答えた。そうだ、それでは勇ましく死のう、このような良い機会を失わず、一時の死をもつて永遠の命を勝ち取ろう。そして血を流すことによつて、我々が生涯を通じておかしてきましたすべての大罪を償おう。その答えはすべてのキリスト教徒を慰め、通詞たちを驚かせた。通詞たちは皆背教者だった。実にこの事件は永遠の記憶に値する。この事件で、聖靈は神の

恩寵の強さと効果を示した。なぜなら、これらポルトガル人の奴隸の中には、生活習慣がたいへん悪く、非常に不正に生きてきた者が多く見られ、それゆえ彼らの主人も堪えられないほどであったが、それにもかかわらずこの港町に到着すると、全員がたいへんな勇気と心の寛大さをもつて、宣言した信仰のために命を与えたと答えたからである。そのため彼らに棄教するよう唆した人々は、このような奴隸や下層の人々のなかに高貴で寛大な心を見て、あっけにとられてしまった。彼らのなかには、カフ那人、マラヴァル人、シナ人、マレーシア人、シンガル人、ベンガル人、マカツィール人、ジャワ人、そして他の種族が見出された。これらすべての奴隸たちのなかで、ゴンサロ・モンティロ・デ・カルヴァリヨの唯一のシナ人奴隸である、フランチエスコという名の者が際立っていた。彼は信仰に背きたいかと求められたが、大声で、五万の命を持つても、すべてキリストの愛のために捧げるだろう、と答えた。
(中略) ポルトガル人のなかに、ひとりの十九歳の若者がいた。彼は数年前にポルトガルからやって来た。この若者に通詞がほとんど同情して、転びたい

か「背教することを日本人はこのように言う」と尋ねたが、それに対しても潔な若者は大笑いして、並外れた落ちつきを顔に見せて、答えた。首が討たれて地面に落ちたらすぐに、体は必然的に転ぶだろう、と。この兵士は、ベネデット・デ・リマ・カルドソという名だった。まさに祝福を受けた(=ベネデット)青年であり、彼の神への敬意のため、彼は殉教者の一団のなかに数えられるという、すばらしい至福に値した。彼は年は若いが思慮については老いており、職業は兵士だったが、信仰宣言においては宗教家だった。

長崎奉行が処刑の前に、使節一行に棄教を迫つたといふ記述については問題があるが、重要なのは、棄教を迫られた奴隸や年若い兵士が堂々と信仰宣言して死を選んだ、とルビノが受け取っている点である。一六五〇年に里斯ボアで出版された、イエズス会士カルディムの編纂した「報告」中の名簿によると、処刑された使節一行六一名の構成員は、大使、兵士、水夫、召使、奴隸であり、その約半数の二九名が召使および奴隸身分の者だった。前述したルビノの論理からすれば、処刑された全員が殉教者の資格を持つ。しかしルビノとしては、宣教師の対

極にある低い身分の、あるいは年若い「世俗の人」の殉教を強調することと、一層効果的に宣教師の使命や義務感という問題を浮き彫りにしているのだろう。

ルビノは宣教師の日本入国の中の理由として、「彼方の靈魂に成果をもたらすことは期待できないとはいえ、我々は神の名譽と、信仰の賛美をもたらさなければならない」という我々の義務を明示するだらう」と述べる。客観的事実がどうであれ、彼にとってマカオ使節の処刑は間違いなくキリストの信仰ゆえの殉教であり、多くの世俗の人々の死は、宣教師の義務を明示する必要性を生み出したのである。

斬罪に処された使節一行六一名の首は刑場にさらされ、遺体は刑場に作られた穴の中に投げ込まれた。通常、宣教師やキリストの処刑では、聖遺物として信者が持ち帰らないように遺体は焼かれ、灰は海中に捨てられる。この点について、ルビノはこう言っている。

神は我らのカピタンとなり、我らを救助し、助け、手を差し伸べるだろう。多くの殉教者の体が、彼らの流した血が我々を呼び招いている。いやむしろ、我らを待っている。異教徒たちがキリストの騎士たちの体を焼くとともに、海中にその灰を投じることも

(神が) 望まれなかつた点については、特別な神の摂理があつたと思われる。なぜなら (神は、殉教者が) 救助を待つてゐる印として、皆いつしょに地下に置かれるこことを望まれたからである。

ルビノはこのように、使節の処刑に日本へ宣教師が渡ることを望む「神の摂理」を汲み取つてゐる。その意味で、このマカオ使節処刑事件で彼はまさしく前節で述べたような「聖靈による特別の神感」を得、あらゆる阻害要因を排して宣教師を日本に派遣する決意をしたことが知られるのである。

三 日本密入国の意味

ルビノは日本に渡航するルートと手段を検討するため、マカオ使節処刑事件の翌年一六四一年にマニラに渡り、当時のマニラ総督セbastián Hurtado de Corcuera と交渉した。総督は宣教師日本派遣計画に「たいへん好意的」で、小型の船と遠征用の船員を提供しようと申し出た。日本渡航の田處をつけたルビノは、同年九月マカオに帰り、かねてから日本行きを希望していたFrancisco Cassola とGiuseppe Giuseppe

Chiara 両神父を、アルベルト・メチンスキ Alberto Mez-chinski 神父のいるカンボジアに送り、三人で同地からマニラに渡り、セントルビノへと合流するよう指示した。ルビノ自身は、同じく日本行きを希望するペドロ・マルケス Pedro Marques' フランシスコ・マルケス Francisco Marques 両神父と、イルマンのアンドレ・ヴィエイ Andre Vieira を同伴して再びマカオを出発し、一六四一年五月にマニラに到着した。そこでカンボジアから来たカツソラ一行と、すでにマニラにいたアントニオ・カペチ⁽³⁴⁾ Antonio Capecce 神父と落ち合った。ルビノは、この時、アロハグ・デ・アロイア Alonso de Arroyo、ディエゴ・デ・モラレス Diego de Morales 両神父を日本渡航計画に加えるよう、フィリピン管区から要請され、受け入れてさる。日本に渡航する宣教師は、ルビノを加えた以上一〇名である。

ルビノは宣教師を派遣するだけではなく、自ら日本に渡航する決意をした。マニラから出発する直前の一六四一年七月一日付、イエズス会総長宛書簡で、この理由について以下のように記している。文書に一部破損があり、長くなるが、理由を述べている部分については全文を載せる。

第一に、猊下が、すべてに抜きん出て私がふれわしいとして、私が日本の巡察師になる」とを望まれたゆえ、名でなく事実として（巡察師になるように努め）、私の生命が明らかに危険であつても、行つてたいへん窮乏している彼方の靈魂を救済するため、私としても渡航するのが妥当である。なぜなら、彼らが私の靈魂を私よりも価値あるものにする」とは、不合理だからである。私は猊下に、たいへん困難な計画のために、私の部下のなんびとも告げるような顔も口も持つていな」とを告白する。キリストが羊飼いについて望む条件のひとつが、の」とであると私は思ひ出す。すなわち子羊たちについて言えば、羊飼いは子羊たちの前を行くのである。それゆえ、どうして猊下はキリストの言つたことを守らずに、私を不適当にも子羊たちの羊飼いにすることを望まれたのだろうか。猊下はこの計画がいかに困難であるかをよく存知である。それゆえ、この計画のために進んで身を捧げる者たちが必要である。上長が戦場に現れる最初の者であるのがふさわしい。なぜなら、彼の模範によつて、他の多くの者たちが同じ事をする勇気を与えられるからである。命令を

出して残つたままでいるのは、上長にはふさわしくないが、彼（上長）が第一に行い、他の者たちが後に続くようにするため、道をつくるのは妥当である。第二に、背教して神の教会に不名誉を与え、我々イエズス会の信用を傷つけたフェレイラの罪のため、（私が行くことは）同様に適当であると私は判断している。彼は捕まつたとき管区長代理であったので、他の、より高位の上長が彼の（与えた）損害を補償するのがふさわしいと思われる。彼の、教会にもイエズス会にもなしたところの無礼や侮辱を償うことができるほど、自分を信頼しているわけではない。

なぜなら私は、彼よりもずっと弱いことを自覚しているからである。もし神が私を助けなければ、諸事を彼がやつたよりも、もっと醜悪にしてしまうだろう。しかし私は全善を信じている。（全善は）これらの聖なる願望を私に与えるので、神が堪えることを思召しになつていて、苦しむための心と力をともに与えてくれるだろう。そして私の重い罪を考慮せずに、私が行うことができるよう、仕向けて下さるだろう。

第三に、私はすでに六四歳になり、余命幾許もない。

出して残つたままでいるのは、上長にはふさわしくないが、彼（上長）が第一に行い、他の者たちが後に続くようにするため、道をつくるのは妥当である。第二に、背教して神の教会に不名誉を与え、我々イエズス会の信用を傷つけたフェレイラの罪のため、（私が行くことは）同様に適当であると私は判断している。彼は捕まつたとき管区長代理であったので、他の、より高位の上長が彼の（与えた）損害を補償

するものがふさわしいと思われる。彼の、教会にもイエズス会にもなしたところの無礼や侮辱を償うことができるほど、自分を信頼しているわけではない。第四に、目下我々がいるこの様な状況で、それが到達しつつあるので、手中にある大きな機会を失わず、栄光ある死を選ぶのが妥当であると思われる。

第五に、ゴアに一人の托鉢修道士の大司教が到着した。彼は教皇聖下によつて日本の諸事情についての情報を集めるよう〔送られた〕。彼がやって来たら、日本には一人の修道士もなく、彼方の葡萄園に福音の司祭が置かれる措置がなされていないことを、どう思うだろうか？（大司教は）我々に対抗して、どのような情報を教皇に送るだろうか？彼方の靈魂の救済のため、巡察師自身が九人の仲間とともに日本に渡航した（という内容の）手紙を（大司教が）書くような場合があることは、おおいに〔考えられないこと〕だろうか？

第六に、托鉢修道士たちが渡航の準備を整えていた。イエズス会士ではなく、托鉢修道士が渡航した

ら、彼方の（日本）教界が依存しているイエズス会の信用はどうなるだろうか。それゆえ、巡察師自身が自ら渡航すれば、我々が自らの義務を果たしており、總じて窮乏の状態にある彼方の靈魂を救うため、困難も危険も顧みないということを皆が理解する□だろう。

最後に付け加えれば、私が我々仲間と交渉し、より多くの働き手の救援のため、行きと同じ船で戻ることが必要なほど、ひらけた入り口のための道を見出すことは、十分に可能である。とにかく、私は必ず貌下に日本についての手紙を書き、我々が乗つて行く同じ船で（その手紙を送るだろう）。そして我々の旅の経過について、報告するだろう。

以上のように、巡察師の日本密入国には、様々な意味が与えられていた。第一。イエズス会内部について言えば、後続の宣教師たちへの模範を示すことになり、外部に対しても、イエズス会が日本布教の使命を果たしているというアピールになつた。また、フェレイラによる汚名の挽回という意味もあつた。

一六三三年一〇月に穴吊し刑の際棄教したクリストヴァン・フェレイラ Christovão Ferreira については、

棄教當時、イエズス会日本管区の管区長代理の地位にあつた。⁽³⁶⁾ フェレイラはその後沢野忠庵という日本名と妻を与えられ、死ぬまで長崎奉行の通詞として働いた。この事件はカトリック教界に大きな衝撃を与えた。当時の巡察師ディアスは、フェレイラを一六三六年一月にイエズス会から除名していた。⁽³⁷⁾ ルビノはエチオピア総大司教に宛て、日本に渡航したらフェレイラに与えるつもりであるとして、ラテン語で書いた手紙の写しを送っている。⁽³⁸⁾ この手紙の内容はおそらくフェレイラの改心を促すものであろう。このようなものを見て、パジエスが「（日本渡航の）主なる理由は、相変わらず、フェレイラ神父を立ち帰らしたいといふ希望であつた」と書いたのを始めとして、多くの研究者が、フェレイラの改心を促すことをルビノの日本渡航の理由であると位置付けており、通説になつてしまつていて。ルビノがフェレイラの改心を望んでいたことは間違いないだろうが、今まで述べてきた通り、これが主な理由と言つことはできない。

ルビノの上記書簡によれば、以上のようなイエズス会の義務を明示する必要性は、托鉢修道会との対抗関係からも生み出されているものである。第五の理由では、日本本の諸事情をローマ教皇に報告する大司教が托鉢修道士

であるため、イエズス会に不利な報告をする可能性があるとしている。第六の理由では、托鉢修道会でもこの時期に日本密入国の動向があつたことを示している。イエズス会は慶長十八年の国外追放以降、常に他の修道会を上回る数の宣教師を日本に在留させており、迫害下の日本布教をリードしてきた。ところが一六三七年に在留者の数はフランシスコ会と並び、翌々年には岐部神父ら三名の殉教者、棄教者が出ていたため、残つたのは小西マンシヨ神父(40)一名のみとなり、数の上ではじめて他修道会に譲つている。ルビノは小西神父の生存についても「すでに死んだのではないかと危惧される」と絶望視している。

このときイエズス会は日本布教からほぼ完全に後退したという認識があつたのである。ルビノがことさら托鉢修道会との競合を意識した背景には、このような事情があつた。

第一。上記書簡の最後の部分に示されている通り、ルビノは義務のアピールという意味以上に、密入国後の日本布教にある程度の展望を見出していた。出発直前の一六四二年七月四日付の書簡で、マカオのコレジオにいる神父たちに宛てた書簡で、「我々がこの入り口から戻ることを神がお望みにならないときには、我々は自らの勤

めにおいて死ぬだろ(42)う」と述べているように、一方で殉教の覚悟を見せながら、一方で日本入国が成功するという展望も持っているのである。ルビノはさらに続けて、「尊師たちは各人の効力によつて、すでに思慮のある人たちのあとを継ぐことができるよう、準備をはじめなさい。我々はあなた方のために道を平らにし、門戸を開くだろう。このために同様に全ての快楽から永遠に離れて、徳、苦行を十分に準備し、また心から神に没頭するよう」(41)と述べ、マカオのコレジオにいる神父たちに對して、続けて日本に渡航する準備をするよう、呼び掛けてさえいたのである。

四 日本密入国の実行過程と日本側の対応

ルビノは日本密入国をより確実なものとするため、渡航する計十名の宣教師を五名ずつに分け、二隊編成とした。先に紹介した一六四二年七月一日付、マニラ発、総長宛書簡では、その理由について、

……だが一艘の船でパードレ全員を危険にさらすことは□(適當)でないと思われた。しかし彼方の哀れなキリストンに、我々が何らかの成果を引き起こすことができるようにするため、半分が一艘に、

もう半分が一艘に乗船し、異なる場所に上陸すれば、

もし一隊が倒れても、もう一隊が生き残ると思った。

一艘の船はすでに準備されており、八日までに出発する。一艘目は今準備されている。これは今年行ける時期を決定できるかどうか疑わしい。なぜならすでに貿易風が始まっているからである。しかもしもしここで出発できなくとも、来年貿易風が始まつたらたちに出発するだろ⁽⁴³⁾う。

と書いている。一艘目に乗船する第一隊のメンバーは、ルビノのほかに、カペチエ、モラレス、フランシスコ・マルケス、メチンスキと四名の従者の、総勢九名で構成された。

一行は一六四二年八月六日（寛永一九年七月一一日）に、薩摩國甑島小串で「地下之者」に発見され、長崎に送られた。⁽⁴⁴⁾『長崎オランダ商館の日記』によれば、一行はその後長崎奉行所で水呑みの拷問などを伴う厳しい尋問を受け、翌年三月に「駄馬に乗せて全市内を曳き廻され、市外の刑場で穴吊の刑に處され」、ルビノはそのうちに死亡し、従者の交趾人一名が棄教したほかは、全員穴の中で死亡した。⁽⁴⁵⁾こうしてルビノは日本布教を果たせなかつたものの、「栄光ある死」を獲得することは

できた。

第二隊は、上陸後の副管区長に任命されていたペドロ・マルケス神父を長とし、カッソラ、キアラ、アロイヨ各神父、イルマンのヴィエイラ、海外在留の日本人など俗人五名が同行し、総勢十名であつた。⁽⁴⁶⁾一行はルビノより一年遅れて一六四三年の貿易風に乗つて日本に渡航した。オランダ人の記録によれば、彼らはマニラ諸島の下方の小島ブラース或はボリヤスから出帆し、一隻のジャンク船で陸地に近付き、一行一〇名だけ小サンパン船に乗り移つて筑前国大島に上陸した。⁽⁴⁷⁾『通航一覽』巻一八八では、寛永二〇年五月二二日のこととしている。彼らは頭を剃り、日本人に変装していたがすぐに捕縛され、同年七月一〇日、江戸に送られた。ルビノ一行のように長崎ではなく江戸送りとなつたのは、ちょうどこの頃南部山田浦にオランダ船が漂着し、船長はじめ乗務員が捕えられ、江戸送りとなつた事件と関係がある。『南部漂着記』によると、彼らは日本に宣教師を連れて来たのではないかとの疑いをかけられ、大目付井上政重の取調べを受けたときにマルケス一行と尋問の場で居合わせている。⁽⁴⁸⁾このときオランダ人は通詞から、以下のような情報を得た。

彼（通詞）は我々に、捕えられた宣教師が拷問により、或いは自発的に、次のことを告白した、と語つた。厳しい罰が課されているにもかかわらず、尚毎年マニラから日本に宣教師が来るだろう。来年は日本人宣教師一人と、スペイン人宣教師数人が当地におくられる筈である。マニラからの宣教師の送り込みは、たとえ百年間、日本人により殺されようとも、止むことなく、常に続くだろう、と。このこと及び、毎日多数の日本人キリストンが明るみに出ること、及び我々オランダ人が日本の北から、これらの捕えられた宣教師が西から、略々同時に来たことは、日本国を恐れさせ、皇帝を大いに不安にした。そこで皇帝は殆ど誰をも信ぜず、捕虜が尋問され、取調べられる会議には、大体すべて自ら出席する。⁽⁵⁰⁾
マルケス一行が長崎ではなく江戸送りとなつたのは、不安を抱いた皇帝すなわち家光の意向によるものだつた。ここでは家光を大いに不安にさせている原因として、一宣教師の自白内容、二多数の日本人キリストンの発覚、三宣教師（という疑いの者も含めて）の相次ぐ渡日、が問題になつてゐる。この三點について、以下検討してゆく。

一の宣教師の自白内容については、別に「今度筑前国大嶋ニ而捕候伴天連・同入満・同宿、白状之事」という文書にまとめられているものから検討することができる。これを在江戸の諸大名は江戸城で、在國の者は寛永二〇年九月一一日付老中書状を添えて与えられている。⁽⁵¹⁾ この白状は五箇条から成り、第一に、ローマ教皇がパードレを派遣することで多くの国を「むさぶり取」ってきたこと、日本についてはまずパードレを派遣し、大方宗門が広まつた時点で軍隊を派遣するという計画があるということ、第二に、日本を奪い取つたあと国を東西に分け、大坂から東はフランシスコ会が、西はイエズス会が布教するという教皇の計画があること。第三に、パードレを日本へ派遣した費用は会別に付け置いており、数百年後であつても、日本が教皇のものとなつたら、各会の「檀那」から取り立てるつもりであること、「世界之有内ハ伴天連を渡し、宗門をひろめ、日本を取」る覚悟であること。第四に、具体名とともに、来年日本人、南蛮人パードレがマニラから日本に渡航する計画があること。またマニラ、マカオでは日本人の子供をいづれ日本に派遣するため、パードレにする準備をしているということ。第五に、日本布教のため、各国のパードレに日本の「仏

法・神道の極意」を学ばせている、というものである。オランダ人が得た情報は、第四のマニラからの宣教師日本渡航を特に指しているものだが、これについては幕府は島原・天草の乱直後にマニラ遠征計画を検討しており、⁽⁵²⁾現実的な危機感をもつて受けとめたと思われる。

二の日本人キリストンの発覚については、『徳川実紀』⁽⁵³⁾寛永二〇年の項に、次のような記述が認められる。

（正月）廿七日、紀藩狩野彌右衛門邪宗尊奉する聞えあるにより、父子家僕まで十三人府の邸に召よせ置たれば、指揮を待てさし出すべき旨、大目付井上筑後守政重のもとへうたへらる。

（二月）十二日、堀田加賀守正盛が浅草の別荘にならせたまふ。紀伊国より捕出したる天主教の徒を引出し、御みづから鞠問し給ふ。

（四月）廿一日、堀田加賀守正盛別墅にならせたまひ、天主教の徒鞠問のさま聞かる。

（四月）廿七日、夕かけて酒井讚岐守忠勝が別墅にならせられ、天主教の徒をみづから鞠問し給ふ。

このように、家光自身がキリストンを尋問し、あるいは尋問の様子を見るなどしており、この時期のキリストンの露見と、それにたいする家光の関心の高さを窺い知

ることができる。五月一一日には諸大名にキリストン厳禁の旨が伝えられ⁽⁵⁴⁾、五月二三日には大目付の井上筑後守政重が「年頃天主教考察のこと心いれつかふまつるを褒せらるゝよし」として、三千石の加増を受けた。⁽⁵⁵⁾井上政重は島原・天草の乱以降キリストン禁制政策に関与してきたが、宗門改役としての活動を始めるのは、この加増以降のことであると考えられる。岡山藩では、井上の主導による藩内キリストンの摘発が寛永二〇年から一六五一（慶安四）年まで続くが、一番早い摘発の記録は、寛永二〇年七月二一日に籠舎となつてゐる磯上村七右衛門夫婦である。⁽⁵⁶⁾

マルケスら一行が筑前国大島で捕縛され、オランダ人が南部山田浦に漂着したのは、まさに以上のような、家光のキリストンに対する警戒感が高まり、絶えない国内の残存キリストンを徹底的に壊滅しようとする禁教体制を整えようとしていた矢先の出来事であった。三は、この流れを決定付けるものであつた。

マルケス一行は江戸送りになつたあと、井上政重の詮議を受けた。政重のキリストン穿鑿の手段は「契利斯督記」に詳しく見ることができるが、処刑を極力避け、キリスト教の矛盾を問う論議や適度の拷問で転び（棄教）

を奨励するなど、キリストンの心理を巧みにつくものだつた。マルケス一行の穿鑿については、

色々御穿鑿仕候由、瞰問ノ上ニテ、兩度ニ四人ナ

ガラコロビ念佛を申、コロビ申候儀偽ニテ無之由、

手形仕候由、入満同宿共ハ、伴天連ヨリ前ニ一人ニ

人ヅ、コロビ、日本ノ宗旨ニ罷成候由⁽⁵⁸⁾

とあり、井上のもとでパードレ全員が念佛を唱え、棄教の証文が取られたとある。しかしさきほどの漂着オランダ人の日記では、「この宣教師達は、堪えがたい苦痛のため信仰をして、日本人になつたが、これを進んで行なうこと⁽⁵⁹⁾を拒絶した」とあり、その二日後の記録には「捕らえられた四人のポルトガル宣教師の中、二人は尚キリスト教の信仰を棄て、日本人になることを望まない」とあって、二名が信仰に立ち帰つたことを伝えている。その二名の仕置きについて、「契利斯督記」はこう述べている。

其後アロンゾ立アカリ候ニ付而、上意ニテ女藏江入候ヘバ、廿日程存命ニテ病死イタシ候、ゼジュンと申自害ニナリ申サンヤウニ食ヲ少宛イタシ身ヨハリ相果候撻御座候由、其通ニイタシ相果申由、フランシス一人女一人籠ニ入置候ヘバ、是ハ籠屋ニテ女

ト心候而、兩人トモニ白状イタシ候ニ付、籠中ノ者ニ見セ候テ、伴天連之祝言珍敷候間見候ヘノ由申付、夫婦盃ヲ取カワセ、筑後守屋鋪江召寄置處ニ致病死候由⁽⁶⁰⁾、

両神父とも女性といつしょに籠に入れられ、アロンゾ・デ・アロイヨはゼジュン（断食）で死に、フランシスコ・カツソラは女性と祝言をあげ、事実上神父の身分を放棄した。もはや信仰のために処刑されることはなく、殉教への道は閉ざされたのである。

寛永一九年に日本に密入国したルビノ第一隊が長崎奉行のもとで一名を除き殉教したのとは対照的に、寛永二〇年のマルケス第二隊については、ほぼ全員が棄教する結果となつた。これ以降、修道会の派遣する宣教師の密入国は途絶えた。密入国してくる宣教師にたいする日本側の排撃体制が、寛永二〇年にいたつて一応の完成をみた結果であると言えるだろう。この寛永一九、二〇年の宣教師密入国事件で幕府は対外的措置として沿海防備体制を強化して行くのだが、国内的には、井上政重の手腕に象徴されるようなキリストン根絶体制の開始を見るのである。

あとがき

は考へて いる。

小稿では一次史料であるアントニオ・ルビノの書簡を中心 に分析した結果、一六四一年、一六四三年のイエズス会士日本密入国事件について、以下の点が明らかになつた。

第一に、ルビノが鎖国体制下の日本に敢えて渡航した理由は、従来の研究で指摘されているようなフェレイラの信仰への立ち帰りを促すというものではなく、あくまでも「宣教師の義務」を内外に明示する必要があつたという点である。直接的な動機は、一六四〇年のマカオ使節処刑事件で「神の摂理」をルビノが汲み取ったことにある。そこでは宗教家として最高の名譽である「殉教死」が大きなインパクトを与えて いるものの、ルビノがただ「殉教死」のみを目的として日本に渡航したのではない、ということを注意すべきであろう。彼の日本渡航

理由はあくまで日本で布教するという宣教師の使命にあり、その明示がこの時期になつてもなお、イエズス会の内外において必要だったのである。この点を押さえてお

(1) Joseph Dehergne, *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, Roma: Institutum Historicum S.I., 1973, p.234.

(2) 宣教師の密入国問題については、姉崎正治『切支丹伝道の興廢』国書刊行会、一九七六年、五野井隆史『徳川初期キリスト教史研究』吉川弘文館、一九八三年ほかを

注

参照。なお、五野井隆史「日本キリストン教界と宣教師」

『大村史談』第五〇号、一九九九年に詳細な宣教師日本渡

航者名簿がある。

(3) L・パジェス『日本切支丹宗門史下巻』岩波書店、一

九九一年刷り、二五七頁。

(4) 一六三九年一月一日付、マカオ発、イエズス会総長宛、一六四〇年九月一六日付、マカオ発、イエズス会總長宛の二書簡（『イエズス会と日本』大航海時代叢書

（第Ⅱ期）6、岩波書店、一九八一年、五七八一五九一頁）。

(5) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記第一輯』岩波書店、一九八〇年刷り、永積洋子訳『南部漂着記』キリストン文化研究シリーズ九、一九七四年。

(6) 「契利斯督記」『続々群書類從第一』国書刊行会編刊、一九七〇年、六一六一六六八頁、『通航一覽第五』国書刊行会、一九一四年、『鹿児島県史料旧記雑録後編六』鹿児島県歴史資料センター黎明館編刊、一九八六年。

(7) 同事件を扱った論考としては、姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』同文館、一九一五年、五野井隆史『日本キリストン史』吉川弘文館、一九九〇年など。

(8) 前掲『イエズス会と日本』、五七九頁。Jap.Sin. (= Japonica.Sinica. の略。小稿では、上智大学キリストン文庫所蔵の複製本を使用させていただだした。) 38,ff.212.

(9) 原文は以下の通り。

条々

一、日本國被成御制禁之きりしたん宗門之儀、乍存其趣、

弘彼法之者于今密々差渡之事、

一、宗門之族結徒党、企邪義則御誅罰之事、

一、伴天連同宗旨之者かくれ居所え、從彼國つゝけの物

送あたふる事、

右、因茲、自今以後、かれうた渡海之儀被停止之畢、此上若差渡にをひてハ、破却其船、并乗來者悉可處斬罪之上旨所被仰出、仍執達如件、

寛永十六年七月五日

（『御触書寛保集成』高柳眞三、石井良助編、岩波書店、一九五八年、六一八一六一九頁、一一二八号。）

(10) 註(8)。以下、訳中の〔 〕は翻訳者の補記、〔 〕は筆者の補記、〔 〕は文中の補記。

(11) 一六一三九年一月一二日付、日本発、ドミンゴ会士ドミニコ・デ・エルキシアの管区長宛書簡には「マカオ経由で来る場合に、身分を匿す」とできる修道士を送り、何者であるか見付からぬよう注意を与えて下さい。もしポルトガル人に身分を気付かれたら、決して日本へは運んでくれません」とある（D・アドウアルテ『日本の聖母マリコロザリオの聖母管区の歴史（一五八一～一六三七）』佐久間正・安藤弥生共訳、カトリック聖母マリコロザリオの聖母管区、一九九〇年、二二二一頁）。

(12) Jap.Sin.29,ff.184-185. 日付は不明。「マルチュロ神父がマニラ経由で日本に渡航した」とが知られたとされに「ハヤシヒタリムヒツヒテの報告」と題されている。

(13) Jap.Sin.29,ff.186v-187.

(15) 註(4)。文中にある「一人のイエズス会パードンの捕縛」については、何点かの日本史料とオランダ商館の日記でそれぞれ確認できる。前掲「契利斯督記」、六四七頁には、「一、大猷院様御代嶋原一揆落城以後、従仙台伴天連寿庵（ボーロ）、マルチイニヨ市左衛門（式見）、キベ、イトロ（岐部ペトロ）召捕參候、……二人ノ伴天連籠屋ニテ筑後守（井上政重）家頼を遣シ瞰問申付、コノバニヤ、寿庵、マルチイニヨ市左衛門、コロバセ念佛を申サセ候ヨシ、其後筑後守所江召寄、一両年指置候所ニ、二人トモニ病死仕候由、キベ、イトロハコロビ不申候、ツルシコロサレ候」とあり、捕縛場所と岐部神父の処刑方法以外はルビノの得た情報と一致している。また、『平戸オランダ商館の日記第四輯』永積洋子訳、岩波書店、一九七〇年、二〇九頁、一六三九年五月一〇日条には、井上政重が「最近、尚三人の宣教師が捕えられ、牢獄に入れられている。一人は日本人、一人はスペイン人である。彼は誰も彼を助けようとしないので、非常に弱り、耐えられない程窮乏し、道で食物を乞い、自ら裁判所の手に落ちたのである」と言つた、とある。記述の内容から見て、この三人の宣教師が上記パードレであることは間違いない。

三人が窮乏して出頭したといふ点も、ルビノの得た情報と一致している。このように、マカオにはかなり正確な情報が伝えられていた。しかるルビノは、「この件の真相について一層明確になるまでは、三人とも殉教したという人々の何通かの証明書を送る」(Jap.Sin.38,f.212v.)と総長に書き送つており、情報の取捨選択を行なつてゐる

点が注意される。

(16) 註(8)。

(17) Jap.Sin.38,ff.216v-217. 一六四〇年九月一六日付、マカオ發、イエズス会總長宛。J.S.38,ff.214-214v,ff.226-229v.

(18) Jap.Sin.38,f.229v.

(19) 一六四〇年九月最後の日付、マカオ發、イエズス会總長宛。J.S.38,ff.214-214v,ff.226-229v.

(20) Jap.Sin.38,f.214.

(21) Jap.Sin.38,f.220v.

(22) Jap.Sin.38,f.228v.

(23) Jap.Sin.38,f.223.

(24) 註(18)

(25) 前掲『通航一覽第五』、卷一八二、二二〇頁。

(26) Jap.Sin.38,f.214v,f.226.

(27) 前掲『通航一覽第五』、卷一八二に同宣告文の原文がみられる。(一八一九頁)。

覚

よりしたん宗門は、御制禁之處、數年弘彼法事、對日本無承引於差渡者、破却其船、乘來候輩悉急度可行死罪之旨、去年以條數被仰出候處、令違背今度相渡候事、別而曲事候、其上彼宗旨をひろむる者、向後不可差渡候由、口上に者雖申來、不注書面候、右宗門之儀計に而、かれうた渡海御制禁之處、不書載其趣事、偽謀之至也、然者乗來族悉雖可被行斬罪、破却其船、分之者並從類可誅戮之、此趣本国へ為可告知、下々之輩少々助身命可追戻之、

自今已後萬一船を渡すにおいては、いづれの漆たりといふとも見合、可處死罪之旨、可相合之者也、

寛永十七年六月三日

対馬守 豊後守
伊豆守 加賀守
讃岐守 大炊頭
掃部頭

(28) Jap.Sin.38,f.226v.

(29) ルビノ書簡と大体内容が一致する、イエズス会士カルデイム編のマカオ使節殉難に関する報告を翻訳した日埜博司氏はこの点について、傍証となる史料が存在しないことを指摘している（「一六四〇年にマカオから長崎へ派遣されたポルトガル使節に関する「報告」—その翻訳註釈ならびに若干の問題点—」『長崎談叢』第八十六輯、一九九七年、六一～六二頁）。カルデイムの報告に、使節の死を栄光化しようとする編纂者の恣意的な意思ありとする氏の立場からすれば、明記されとはいが長崎奉行の棄教勸告も事実としては認められないということになる。また同時に氏は教会関係者の談話として、「たとえ棄教を迫った相手がカトリック宣教師でなくとも、身分あるポルトガル人に信仰を棄てさせることができれば、それはとりもなおさず、潜伏中のキリストianに対し、暴力による弾圧以上の強力な見せしめとなるわけであり、日本の役人が執拗に棄教を勧めているのは、きわめてありうることであろう」という結城了悟師の見解を紹介している。筆者は、使節一行の処刑を宣告する六月三日付

条書(註(27))がすでに出されており、これが簡単に撤回できない性質のものである以上、長崎奉行が助命と引き替えに大使以下一行に棄教を迫つたということは考えられないと思う。結城師の指摘するメリットがあるとはいえる、長崎奉行としては上意を速やかに遂行するほうが先決だったのではないか。

(30) 日埜博司前掲論文、八七～九五頁。

(31) Jap.Sin.38,f.228v. 宣教師の義務とは、ルビノも述べているように、異教地でキリスト教伝道に従うこと意味着する。参考として、イエズス会の「基本精神綱要」の抜粋を以下に載せる。

「この会において盛式誓願をたてるすべての者は、次のことをして、ただ誓約するときばかりではなく、生涯、心にとどめていなければならない。すなわち、この会は会全體としても、またこの会で盛式誓願をたてる一人ひとりの者も、現教皇パウルス三世聖下およびその後継者への従順を忠実に守りながら神のために戦う者となる。すべてキリストを信じる者は、頭首として、またイエス・キリストの代理者としてのローマ教皇に従属する者である。福音に教えられ、また正当な信仰をもつ者として、私たちちはこのことを知り、固く信じている。しかし聖座への従順をいつそうの熱意をもつて深め、さらに自己の意思の否定に徹し、聖靈の導きをより確実なものとするため、三つの誓願とは別に、特別の誓願をたて、現教皇および将来の教皇が多くの靈魂のため、信仰宣布のために命じるすべてのことについ、また、いかなる地域（たとえト

ル口人その他、信者でないのよつた人のよつたであつても、またイングと呼ばれる地方、あるいは異端者、

離教者、いかなるカトリック信者のもとであつても、私たちのほうからは何らの反対理由や口実を設けるいふな

く、ただちに赴く義務を負ひ、とは、私たち自身にひとつても、今後同じ誓約をする者にとても極めて有益であると判断した。」(聖イグナチオ・ローラ『イエズス会日本管区』中井充訳、一九九二年、一四七〇)

(32) Jap.Sin.38,f.228v.

(33) 一六四〇年七月一日付、マニラ発、イエズス会総長宛、アハメド・ルシノヘの書簡。Jap.Sin.38,f.224。

(34) Michele Volpe, *Antonio Capice S.J. Martire nel Giappone 1606-1643*, Napoli: R. Stabilimento Tipografico Francesco Gianni & Figli Cisterna dell'Olio, 1912, p.112.

(35) Jap.Sin.38,ff.224v-225。文書が破損して不明な箇所は、□で示した。単語の一部が残存してゐるなど推測が可能な部分については、**囲み線**で補つた。

(36) H・チースリク「クリストヴァン・ツムレイアの研究」『キリストン研究第一六輯』吉川弘文館、一九八六年、九五頁。

(37) H・チースリク前掲論文、一一一～一一五頁。

(38) 一六四一年六月最後の日付、マニラ発。Jap.Sin.18 II,f.279v.

(39) L・パジェス前掲書、三五七頁。

(40) 五野井隆史前掲『徳川初期キリストン史研究』、一八

四～一九一頁(表一)、宣教師の残留および出国数)。

(41) 一六四〇年九月最後の日付、マニラ発、総長宛。

Jap.Sin.38,f.229v.

(42) *Breve Relazione della Gloriosa Morte, che il P. ANTONIO RUBINO della Compagnia di Gesu Visitatore della Provincia del Giappone, e Chiesa, Soffrse nella Citta di Nangasacchi dello stesso Regno del Giappone, con quattro altri Padri della medesima Compagnia, Cioé. IL P. ANTONIO CAPECE, IL P.*

ALBERTO MICISCHI, IL P. DIEGO MORALES, & IL P.

FRANCESCO MARQUEZ, Con Tre Secolari. Di Marzo nel 1643. Roma: Per gli Heredi del Corbelletti, 1652.

(43) Jap.Sin.38,f.224.

(44) 寛永一九年七月一日付、馬場二郎左衛門書状(前掲『鹿児島県史料旧記雑録後編六』、卷九九一～一六六)。

(45) 前掲『長崎オランダ商館の日記第一輯』、一一一～一一一〇頁。

(46) Jap.Sin.38,f.224.

(47) 前掲『長崎オランダ商館の日記第一輯』、一一一〇～一一一〇頁。

(48) 『国史大系第四十卷徳川実紀第11篇』、吉川弘文館、一九六四年、一一一〇頁。

(49) 前掲『南部漂着記』、六九～七一頁。

(50) 前掲『南部漂着記』、八四～八五頁。

(51) 前掲『鹿児島県史料旧記雑録後編六』、卷一〇〇～一一〇、一一一〇。なお、前掲『通航一覽第五』、卷一八八(九五頁)。

(52) 前掲『平戸オランダ商館の日記第三輯』、一六三七年

一〇月二二〇日条(四九七頁)、前掲『平戸オランダの日記

第四輯』、同年一一月二二〇日条(一八〇頁)では、長崎奉行がオ

ランダ人に対しマニラ遠征計画を持ちかけていることが

わかる。この遠征計画について山本博文氏は「長崎奉行

榎原職直の私案に基づくもので、なんら幕府内部の検討

を経ていない」(山本博文『鎮国と海禁の時代』校倉書房、

一九九五年、一九〇頁)と指摘している。しかしながら島

原天草の乱後、大目付井上政重が「長崎に来て、マニラ

の件についてくわしく聞き、これについてさまざまな計

画を出させ」、さらにその後オランダ人を自邸に呼び、マ

ニラの兵力や要塞について意見を出させたとある(前掲

『平戸オランダ商館の日記第四輯』、一六三九年五月二〇

日条、二〇八頁)。当該期における井上の幕政上の位置を

考えれば、マニラ遠征計画は、島原・天草の乱以降、幕閣

レベルの検討対象として取り上げられていたと言えよう。

(53) 前掲『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、三〇六一

三一二二〇頁。

(54) 前掲『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、三二三一

三一四頁。

(55) 前掲『国史大系第四十卷徳川実紀第三篇』、三一四一

三一五頁。

(56) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』文献出版、

一九八七年、五一頁。

(57) 「慶安三年吉利支丹之覚」(「池田家文庫」所蔵)。岡山

藩のキリシタン摘発は、そのほとんどが井上政重の主導

で行なわれている(妻鹿淳子「備前藩の宗門改制度とキリシタンの摘発について」『清心中学・清心高等学校紀要』第五号、一九七九年)。

(58) 前掲「契利斯督記」、六四八頁。

(59) 一六四三年一〇月二〇日の条(前掲『南部漂着記』、六九頁)。

(60) 前掲『南部漂着記』、七三頁。

(61) 前掲「契利斯督記」、六四八頁。

(62) 山本博文前掲書、一二二頁。

この小論を作成するにあたり、「指導をいただいた高瀬弘一郎先生、峯岸賢太郎先生に篤く御礼を申し上げます。